令和８年（フ）第２２２９号
東京都葛飾区金町５丁目15―16　中島方
破産者　小泉眞紀子
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３４５号
東京都文京区大塚６丁目29―３―206
破産者　仙田　聖
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２６１３号
東京都世田谷区梅丘２丁目22―７―201
破産者　荒川　裕美
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２６２２号
東京都足立区島根３丁目21―13―311
破産者　竹澤　幸治
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２６２７号
東京都板橋区中板橋14―９　メゾン・タカノハＶ　403
破産者　慶野　早紀
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２６９４号
東京都大田区東雪谷１丁目３―２―202
破産者　竹内　信量
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２７６２号
東京都世田谷区上馬１丁目15―５―1001
破産者　竹内　陸
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２８１８号
東京都中野区上鷺宮３丁目14―５―101
破産者　小林加津美
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２８６６号
東京都練馬区南大泉５丁目８―28―102
破産者　伊東　柊翔
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２９００号
東京都港区港南４丁目６番３号
破産者　株式会社クリスタル・ジェイ
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２９０１号
神奈川県藤沢市鵠沼石上３―４―11―102、住民票上の住所東京都港区港南４丁目６―３―2304
破産者　當房　健人
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３００５号
東京都渋谷区渋谷１丁目６番３号　ヴィラファースト301
破産者　Ｇｏｌｄ　Ｒｅｂｏｒｎ株式会社
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３００６号
東京都中野区中央３丁目26―１　アーバンプレイスＶ坂上Ｂ　102、開始決定上の住所東京都中野区南台５丁目９―22―203
破産者　高橋友佳莉
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３０７６号
東京都大田区中馬込１丁目13番７号
破産者　有限会社ガレージ赤坂
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３０７７号
東京都大田区西蒲田７丁目51―３―205
破産者　佐藤　太吉
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３０７８号
東京都渋谷区上原１丁目18番13―102号
破産者　株式会社メディカルビジョン
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３０７９号
福島県会津若松市日新町11―43
破産者　水野　宏也
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３１１０号
東京都大田区中馬込３丁目18番15―301号
破産者　有限会社プロモーブ
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３１２４号
東京都世田谷区松原５丁目３番15号
破産者　株式会社リブラタス
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３１２５号
東京都世田谷区松原６丁目33―４―102
破産者　畑野　竜一
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３１７０号
東京都豊島区上池袋３丁目11番20号
破産者　ミツモリ住宅サポート有限会社
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部